

下肢障害のある子どもの進路選択

－「どうせ」というバリアの構造分析－

学位論文内容の要旨

本論文の目的は下肢障害のある子どもが、進路選択をするうえでの自由を阻む「バリア」の存在を、新しい研究の視座により明らかにすることである。

従来のバリアフリーの研究は、下肢障害のある人が施設設備を利用する場合を前提とし、段差解消などの物理的な手段により問題の解決(バリアフリー)を図ることに焦点をあて進められてきた。このことは学校におけるバリアフリーに関しても同様で、その方向から研究や実際の整備がなされてきた。もちろん施設設備のバリアフリーは必要なことであるが、それのみで十分とは考えられない。むしろ学校におけるバリアフリーにとって重要なことは、学校の施設設備を実際に利用するときよりも、その利用を子どもが決定する機会となる、学校選択時における「自由」が用意されているかどうかである。すなわち下肢障害のある子どもが、自由に自分の学びたい学校を(少なくとも「学力」を除いて)選べるかどうかには問題がある。その自由を阻むバリアを解決することが必要である。

本論文では従来の研究において欠如していた、当事者の視点により下肢障害のある子どもの進路選択をめぐる「自己抑制」の問題に着目し、日々の生活における「抑制構造」の分析をとおして、当事者の内面上の「進路選択の自由」を阻んでいる問題について研究を進めた。

方法としては、後期中等教育学校を選択するときには焦点をあて、バリアが形成される環境を示すために、生活における「抑制構造」を明らかにする調査を行った。調査結果は、子どもの日常生活、とくに生活を築くために重要な役割を果たす遊びや友人関係等に注目して分析を行った。そのため、以下の3つの類型に区分される下肢障害ある子どもたちを選んだ。①初等教育学校に就学する前から両下肢機能障害があり、養護学校高等部に入学した子ども(一次調査32事例、二次調査12事例)、②小学校、中学校等に在籍していたときに両下肢機能障害を受障し、養護学校高等部に入学(含む高等部に転学)した子ども(一次調査4事例、二次調査2事例)、③初等教育学校に就学する前から両下肢機能障害があり、高校に入学した子どもである。調査は当事者本人に直接面会し、インタビューをする形で行った。調査内容は「受障時の様子、学校の進路選択、(中途受障の場合)受障後の学校への復帰、転学などの通学状況他、学校生活など」を中心とした一次調査、二次調査は一次調査を行った者で再度調査が可能であった者に対して、幅広く生活の特徴を明らかに

するため「遊びの内容、友人関係、生活時間、余暇の使い方、お小遣い・買い物状況など日常生活」を中心として行った。

論文の構成は、序章においては、これまでの進路選択を阻害するバリアの問題にかかわる研究を踏まえたうえで、新たな研究方法について示した。とくに従来の視点とは異なる、当事者の視点による意思決定の分析にもとづく研究の必要性について示した。1章の「意思決定要因の分析方法」では、その意思決定が子どもの生活を取り囲む社会環境から生成されると示したうえで、子どもの生活を分析する視点を明らかにした。そこで子どもの生活の中心を作る仲間集団における時間と空間、子どもの内面上における抑圧と抵抗の対立を分析軸として設定した。2章から4章までは、障害のある子どもの生活の実態を「養護学校高等部に入学した子どもの事例」、「学校在籍中に中途受障した子どもの事例」、「高校に入学した子どもの事例」に分類して生活と意識に表れる諸特徴を示した。5章の「卒業後の新たな進路選択」では、養護学校高等部及び高校の卒業時における進路選択状況から、進路選択の自由が確保されるための条件を示した。

以上のことから、次のようなことが明らかになった。それぞれに分類した子どもの生活経験における特徴に注目すると、養護学校高等部に入学した子どもは普通高校に入学した子どもよりも、地域や家族と分離しており、友人関係は同じ障害のある子ども同士で築かれ、そのなかで遊びを作るなど行動上の生活範囲は狭い。それゆえ、生活経験は多様に作られていない。その結果、抑制とそれに対する抵抗の間で、葛藤が生まれ、内面上に抑圧が重積される。この両者の差（相対的な差）は、中途障害の事例における受障前後の生活の相違によりクリアに示されている。これらの差を子どもの進路選択の結果と重ねると、生活上におけるさまざまな条件の組み合わせにより生じる葛藤とあきらめという経験的とくに前者の蓄積が、「どうせ」として二者の進路選択の相違として表れる。進路選択を進める過程で「どうせ」が生じる理由は、そこに実質的な「選択の自由」が確保されていないからだと推察される。

セン (Amartya Sen 1933-) が提起する潜在能力の概念から進路選択の問題をとらえると、下肢障害の子どもが進路を自由に選択することができるための「条件」と「機能」の集合体のあり様が問題といえる。すなわち、下肢障害のある子どもや家族のもつ経済資本、文化資本、社会資本等に関わる条件の集合体、他方で地域社会における学校の整備状況、そして国の法令・施策などの集合体、それを利用する当事者の能力とあいまって、進路選択の自由が確保されることになる。この自由が確保されることにより、子どもが自ら自由に意思表示を行い、進路を選ぶことが可能となる。意欲とは、これらの結果表面化してくるものであろう。

本論文では、以上のようにセンの潜在能力概念の枠組みのなかで、下肢障害のある子どもの進路選択上のバリアを明らかにすることができた。この選択の自由に必要な条件が欠如あるいは不足するという構造的に規定されることにより「バリア」が形成される環境は、子どもが進路選択をするときのみ表れるものではなく、誰に対しても何時の時代にも何処においても存在しうる問題である。しかし、これまで十分に検討されることがなかったこの下肢障害のある子どもの進路選択におけるバリアを、日々の生活構造の分析をとおし存在を証明したことに本論文の意義がある。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 青 木 紀

副 査 教 授 室 橋 春 光

副 査 准教授 岩 田 美 香

副 査 准教授 藤 原 里 佐 (北星学園大学短期大学部)

学位論文題名

下肢障害のある子どもの進路選択

－「どうせ」というバリアの構造分析－

本論文は、下肢障害を持つ子どもたちが後期中等教育における進路選択をする段階での「バリア」の問題を、彼・彼女たちの時間的・空間的な生活構造の分析を基礎に明らかにしたものである。

いわゆるバリアフリーの研究は、学校という舞台においても、主として障害のある子どもたちが施設設備を利用する場合を前提とし、段差解消などの物理的な手段により問題の解決(バリアフリー)を図ることに焦点をあて進められてきた。あるいは、平等に教育を受ける権利をいかに保障するか、という権利論や制度論の視点から議論されてきた。しかし、当事者たちの学校選択は実際にはさまざまであると同時に、上記のような視点からだけでは、当事者たちがなぜ設備が整えられてもそこに進学しないのか、あるいはそこで選択の自由を阻む「バリア」とはどんなものか、これらは明らかにできないとするのが著者の主張であった。問題は、バリアフリーの視点からは、学校の施設設備を実際に利用するときよりも、その利用を子どもが決定する機会となる進路選択時における『自由』が用意されているかどうかである。そこで、意志決定上のバリアがいかなる構造として形成されているのか、ここに分析課題を設定したのが本論文である。

このような問題意識のもと、当事者の視点からそれぞれの進路選択をめぐる「自己抑制」「葛藤」が形成されてくる日常生活の時間的・空間的なあり方を分析することを始めた。具体的には、生活における「抑制構造」を分析するために子どもたちの日常生活、とくに日々のスケジュール的な生活に加えて、遊びや友人関係等にも注目して分析した。なおインタビュー対象者は、①初等教育学校に就学する前から両下肢機能障害があり、養護学校高等部に入学した者(1次調査32事例、2次調査12事例)、②小学校、中学校等に在籍していたときに両下肢機能障害を受障し、養護学校高等部に入学(含む高等部に転学)した者(1次調査4事例、2次調査2事例)、③初等教育学校に就学する前から両下肢機能障害があり、高校に入学した者(1次調査5事例、2次調査3事例)であった。

本論文の優れた点は、以上に述べたような、従来のバリアフリー研究における、とくに

下肢障害を持つ子どもたち意志決定過程を、それが形成されてくる日々の生活構造における経験（特異な面を含む経験）の分析を通して明らかにし、多くの彼・彼女たちが異口同音に発した「どうせ」という言葉の背後にある自己抑制あるいは葛藤構造を呈示したことである。とくに、そこでは、就学以前から障害を持っていた子どもたちの二つの選択行動パターン（高等養護学校の選択と普通高校の選択）に加えて、就学後に障害を抱えることになった子どもたちをも扱ったことから、進路選択に関わる葛藤の分析には深みが生まれた。

具体的な成果として特記すべきは、第1に、先に述べたように、子どもたちの時間的（歴史的）な生活の変化と、空間的な行動上の生活構造の変化を軸に、進路選択時に現れる意志決定が、いわばそれまでの自己抑制の積み重ねの構造に基本的に起因していることを実証的に描いていることである。たとえば、それぞれの子どもたちの特異な生活経験に注目すると、養護学校高等部に入学した子どもは普通高校に入学した子どもよりも、一般の子どもや地域そして家族と分離した生活をし、友人は同じ障害のある子ども同士で集団として築かれており、そのなかで遊びを作るなど、行動上の生活範囲は狭い。それゆえ、生活経験は多様に作られていないだけでなく、意識も似たものとなってくる、といった分析はその一つである。第2に、このような日常生活の特異な生活経験の積み重ねを基礎に、彼・彼女らの進路選択の意志決定プロセスを描いたことから、制度上の「自由の欠如」といったこと、あるいは物理的な「移動の不自由」といったことに限定しない、いわば社会構造的に作られる「選択の自由・不自由」を明らかにすることに成功したことである。サブタイトルに「『どうせ』というバリアの構造分析」を掲げた意味は、進路選択時の意志決定の自由がただ単に大事と言うことではなく、日頃の生活のあり方、そこでの自由な意志決定こそが、もっとも大きな意志決定要因になることを示唆している。第3に、さらに当事者たちの卒業後の進路決定の状況を追跡し、もっとも多く「どうせ」という言葉が聞かれた養護学校高等部卒業者からも、大学進学あるいは公務員就職などを可能にした者がいること、これを当事者家族の持ついわゆる経済的、文化的、社会的資本の意義や学校配置あるいは施設整備状況、及び法令改正などを組み合わせて、可能にした諸条件として分析したことである。つまり、「意欲」の有無ということ外見上に見えていた要因も、基本的にはこれらの諸条件の組み合わせの結果であることを明らかにした。

本論文では、著者は、A.セン(Amartya Sen 1933-)が提起しているいわゆる「潜在能力」(Capability)の概念から、最後に下肢障害を持つ当事者の進路選択の問題をとらえる形でまとめているが、確かに「選択の自由」を基礎にしたセンの潜在能力概念がうまく当てはまる分析となっている。その点において、本論文が示した分析の方法と内容は、そのほかのさまざまな「意志決定」問題にも適用できる点で優れている。しかし、「どうせ」という言葉の背後にある権利意識とかかわった「日本的な特徴」とは何か、あるいは対象とした人びとのおかれていた時代的制約への配慮、また著者がメインストリームを強く意識したときのいわゆる障害学との接点の課題など、問題は残している。とはいえ、それらを差し引いても、本論文が見せた、当事者の意志決定に関わるバリア分析の意義は、障害者教育や障害者福祉にとって大事なことであるし、その社会的意義も大きい。

以上の点において、本論文は北海道大学博士（教育学）の学位授与にふさわしいことを、本審査委員会は全員一致で判断した。